市民税課

\$046(\0.15\0)\00000 ₩046(2151)3550

小一次第字别

物火災、行方不明者、不審者、光化学ス モッグ、イベント中止、その他の緊急情 報を電子メールで配信する「座間市緊急 情報いさまメール」を開設しています。 登録方法

スマートフォン、携帯電話などでUR L (http://www.anshin-bousai.net/

zama/) を入力または**右** 図の二次元バーコードか ら登録ができます。

迷惑メール防止の設定 などをしていると受信で

詳しくは、担当へお問い合わせください。 ※登録されたメールアドレスは、厳重に 管理し、緊急情報以外で電子メールを送

よびインターネットの接続に伴う費用 は、各自の負担になります。

2046(252)7395

0 4 6 大和税務 $\begin{pmatrix} 2 \\ 6 \\ 2 \end{pmatrix}$

または担当へお問い合わせ ○問い合わせ先

詳しくは、問い合わせ先

出を受け付けています(相 役所5階5-1会議室で所 得税などの確定申告書の提 ※3月15日 (木) まで、市

バープレート、 一 戻車 = ナン

標識交付

④三・四輪の軽自動車(6 60 0以下の貨物・乗用車)

20046(252)7773

協会神奈川事務所相模支 桜台4071-5) ☎0 50(3816)3120 所(愛甲郡愛川町中津字 軽自動車検査 ます。

きない場合があります。

信することはありません。 ○登録費用 無料

※電子メールの受信に掛かる通信料お

を提出してください。

税務署(大和市中央5-14 依頼書兼納付書送付依頼書_ 22) ~「預貯金口座振替

は、納税期限までに、大和 す。振替納税を希望する方 税などが4月25日 (水) で

記入した申告書の控えと所 場合は、ボールペンなどで

封筒を同封してください。

要額の切手を貼った返信用

①原動機付自転車(125

C以下)、小型特殊自動車

○申請方法 ○申請場所

市役所2階市 1 8以上)

③二輪の小型自動車(25

座間市民活動

市民協働課

) 申請場所 局相模自動車検査登録事 字桜台7181) ☎05 務所(愛甲郡愛川町中津 神奈川運輸支

0 (5540) 2037までに同センターへ登録す 活動を行う団体などを支援 ンターでは、 しています。 4月27日(金)午後3時 非営利で市民

ガイド」に情報掲載ができ ル・団体情報誌「ざまっと ると、平成30年度のサーク

も更新が必要です。 ○登録方法 ざまコミュニ なお、現在登録中の ティプラザ(ふれあい会 団体

活動サポートセンター

請場所で確認してください。

046 255

(255) 02

※②~④の申請方法は、申

座間市民活動サポートセ 要事項を明記し、 配布する登録申請書に必 サポートセンターなどで 要事項を明記し、 い合わせ先へ い合わせ先へ 階 直接問

○**更新方法** 郵送などでお)問い合わせ先座間市民 渡しした更新申請書に必

サポートセンターへの登録 2046(252)7966 ២០५७(៧២២)២២២០ 座間市民活動

軽自動 車の変更と廃車などは

国民健康保険の加入。脱退

得脱などの申告・納税期限に

市民税課 \$046(NDN)\$004 **△046(№55)%550**

担当

国保年金課

2046(252)7003

₩046(252)7043

証明書、印を持参▽譲渡

~250 C) ②二輪の軽自動車 (1 2 6

)申請場所 相模支所 中津字桜台4071-(愛甲郡愛川町 軽自動車協会

0 3 7

からの譲渡証明書を持参 新所有者の印、旧所有者 変更)=標識交付証明書、 (市内在住者同士の名義

られています。 どを除く、全ての方は国民 生活保護受給者、在留期間 後期高齢者医療制度加入者 3カ月以下の外国籍の方な

税および地方消費税は4月

(月) です。

(木)、個人事業者の消費

は、所得税などが4月20日

なお、振替納税の納付日

告者)の住所と氏名を明記

し、郵便または信書便で〒

る方は、封筒に差出人(申

続きをしてください。

どは、3月30日(金)まで

に変更または廃車などの手

確定申告書などを郵送す

(金)、個人事業者の消費

央5-14-22大和税務署宛 242-8567大和市中

察届出済)。

● 処分車両のナンバープレ

トが残っている。

所有者が亡くなった。

● 盗まれたまたは紛失中(警 譲ったまたは譲り受けた。 • 3月中に市外へ転出する。

てに送付してください。

税務署の受付印が必要な

告・納税期限は3月15日 興特別所得税、贈与税の申

申告書の郵送

に課税します。

次の場合な

毎年4月1日現在の所有者

①~④の軽自動車税は

平成29年分の所得税、

復

険未加入者は、職場の健康 保険資格喪失証明書や退職 証明書などを市役所1階国 き、市内在住の国民健康保 加入の必要がない方を除 職場の健康保険加入者、

健康保険の加入が義務付け

要件を満たした日になるた 加入届出日ではなく、加入 康保険税が課税されます。 日までさかのぼって国民健 め、手続きが遅れると加入

被保険者証を持参し、脱退 者が、職場の健康保険など に加入した場合は、新しい 続きをしてください。 また、国民健康保険加入

手続きをしてください。

国民健康保険の加入日は、

ください「サニープレイス座間」

ィア活動を支援する目的 で、サニープレイス座間 (総合福祉センター) の 会議室などを貸し出して います。 利用には、事前申込が

必要です。詳しくは、問

い合わせ先または担当へ

使用場所	使用人数	使用料(1時間当たり)	
		午前9時~ 午後5時	午後5時 ~10時
会議室	約30人	210円	250円
講習室			
研修室	約50人	310円	370円
多目的室 (全室)	約160人	1,050円	1,260円
多目的室 (2分の1室)	約80人	520円	630円

お問い合わせください。 ○利用方法 サニープレイス座間 2 階市社会福祉協議会で配布する利用 申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、 使用料を添えて直接同協議会へ(3カ月前から申込可) ※前納された使用料は原則還付できません。

登録団体の使用料免除

平成30年度に社会福祉活動を行う登録団体は、利用内容によって 使用料が免除となる場合があります。

団体の登録有効期間は、4月1日~翌年3月31日となり、毎年度 登録が必要です。利用申請を行う14日前をめどに申請してください。

- ○登録方法 サニープレイス座間2階市社会福祉協議会で配布する 団体登録申請書に必要事項を明記し、団体会則、構成員名簿、活 動報告書、収支報告書を添えて直接同協議会へ
- ○問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎046(266)1294 ☎046(266)2009

福祉長寿課 **2**046(252)8247 **3**046(252)8238

担当